

府教委

大教組に「在宅勤務」の提案 自動車勤務を希望者に認める通知

2020年4月8日

大阪府教育委員会
教育長 酒井 隆行 様

大阪教職員組合
中央執行委員長 藤川 真人

新型コロナウイルス感染防止に係る 春休み後の対応に関する緊急申し入れ

4月2日、貴委員会は、春休み後も府立学校はGW明けまで休校措置を続けるとして、市町村へも同様の要請を行いました。また、政府は4月7日大阪府を含む7都府県について、緊急事態宣言が発令されました。

この間、年度途中での突然の休校という事態や、長期にわたる家庭や「学校預かり」、学童保育などでの待機、普段とは大きく異なる春休みの生活などで、子どもの心や精神状態に大きな乱れが生じています。自主登校・「学校預かり」では、子ども同士の接触や会話などが制限され、子どもが行きたがらないケースも出ています。学童保育の現場からは、子どもの精神的荒れの実態のひろがっていること、長期にわたる対応で指導員は疲弊している状況が報告されています。

一方、学校現場からは、感染防止の観点から、マスクや消毒液、手洗い洗剤や非接触の体温計などの配置、少人数での指導を可能とする人員配置、教職員の勤務や通勤方法などへの要望も出ています。

これらを踏まえ、貴委員会に対し、大教組は子どものいのちと健康を守ることを最優先に、専門家・行政関係者・教育関係者の英知を結集して、下記の点について、人員配置や財政措置を含めて、緊急に対応をとることを求めます。

1. 憲法と教育の条理に基づき、教育行政として責任ある対応を行うこと。
2. 客観データや専門家の医学的知見などに基づき、学校や教職員が行うべき対応の仕方を明らかにすること。また、そのために必要な人員配置や予算について、学校現場の意向をきいて措置すること。
3. 学習権の保障、子どもの心身のケア、学校の円滑な運営の観点から、休業の期間や休業中の学校のあり方、子どもたちの休業期間の過ごし方について、子どもの視点を大切に、学校の意向を聞いて対応すること。
4. 休業措置を行う際の対応については、学校現場の意向とともに、学童保育など関係機関とも連携を強め、必要な措置をとること。
5. 経済的に厳しい家庭の子どもや支援が必要な子ども、休業中家庭で過ごすことが困難な子どもへの支援対策をとること。
6. 感染拡大を抑制し、感染リスクを減らすため、妊婦や基礎疾患のある教職員、家族に高齢者がいる教職員などをはじめ、すべての教職員について、次の措置を行うこと。
希望する教職員の自動車通勤を認めること。
可能な業務については、在宅勤務とすること。
教特法第22条に基づいて自宅での研修を積極的に奨励すること。
7. 休業措置などにより、給食納入業者や運輸業界などは大きな打撃を受けており、経済悪化が懸念される。これに対する経済対策を府の関係機関とともに行うこと。

春休み後、5月6日まで休校措置、緊急非常事態宣言を受け、大阪教職員組合（以下大教組）は、大阪府教育委員会（以下府教委）に対して、「新型コロナウイルス感染防止に係る春休み後の対応に関する緊急申し入れ」を行いました。
特に、感染拡大を抑制し、感染リスクを減らすため、すべての教職員に、自動車通勤の許可、可能な業務についての在宅勤務、自宅での研修の奨励、について、強く要求してきました。

教職員のコロナ感染防止対策 組合の要求で実現！

それを受け、府教委より4月10日、大教組に対し、府立学校について、「新型コロナウイルス感染症に関するサービスの取り扱い」の提案、「新型コロナウイルス感染症の感染防止を目的とした臨時的な自動車等による通勤許可の取扱いについて」府立学校と市町村に通知したと情報提供がありました。



在宅勤務についての提案

在宅勤務は「教職員の感染拡大防止対策の一環」として、「学校運営上支障のない範囲」でとれる。

自動車通勤についての通知

「新型コロナウイルス感染症拡大防止のため」非常勤職員も含めて希望者に対して臨時的な措置として自動車通勤が認められる。（非常勤職員については別途手続きが必要）
臨時的措置なので定期代の返金は必要ありません。ただし、自動車通勤による費用負担は自己負担です。

また府立学校に対しては、校長・準校長が安全確保を十分に行うことを前提として、「学校敷地内での駐車」を可能とする」となっています。

泉北教組は、各地教委が、府教委と同等の判断を早急にするように、強く求めていきます。